

島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正  
について

1 改正要旨

後期高齢者医療の保険料均等割軽減特例の見直し及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 後期高齢者医療の保険料均等割軽減特例の見直しによるもの

ア 現行で保険料均等割が 9 割軽減対象者（本則で保険料均等割が 7 割軽減該当者（被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が基礎控除額 33 万円を超えない世帯の者）のうち被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の各種所得がない）の世帯のもの）の平成 31 年度保険料均等割を 8 割軽減とするもの。

イ 現行で保険料均等割が 8.5 割軽減対象者（本則で保険料均等割が 7 割軽減該当者のうち現行で保険料均等割が 9 割軽減対象者とならないもの）の平成 31 年度保険料均等割を 8.5 割軽減とし、平成 32 年度保険料均等割を 7.75 割軽減とするもの。

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正によるもの

ア 保険料均等割の 5 割軽減の対象となる所得判定基準の変更

改正前：基礎控除額 33 万円 + 27.5 万円 × 世帯に属する被保険者数

改正後：基礎控除額 33 万円 + 28 万円 × 世帯に属する被保険者数

イ 保険料均等割の 2 割軽減の対象となる所得判定基準の変更

改正前：基礎控除額 33 万円 + 50 万円 × 世帯に属する被保険者数

改正後：基礎控除額 33 万円 + 51 万円 × 世帯に属する被保険者数

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日